

～わ報償Q&A よくある質問一覧～

質 問	回 答	カ テ ゴ リ
年6回以上実施が必要な事業も写真は1枚でいいのか。	写真は1枚で構いません。	全体
他団体と共催の事業は対象となるか。	自治会事業という位置づけであれば問題ありません。ただし、他団体が主催する事業への参加は対象外となります。	全体
自治会主体ではない子ども会などの事業は対象外か。	他団体が主催する事業のため対象外となります。ただし、自治会共催として、自治会事業に位置付けられている内容であれば対象となります。	全体
申請の対象になる期間はいつからいつまでか。	4月1日から3月31日まで（当年度実施の事業）のため、すでに実施済の事業も対象となります。	全体
交通安全コンクールへの参加は必須か。	今年度から必須項目ではなくなっているため、必ず実施いただく必要はありません。コンクールに挙げていただいた内容をわ報償の取組としていただくことは可能です。	全体
今年度を実施したことがわかる資料が必要か。	写真以外の資料は不要です。ただし、実績報告書に実施日を記載いただきます。	全体
地域清掃などの行事の日に合わせて、啓発や学習会などの別の事業を実施することは可能か。	可能です。以下の事例を参考にしてください。 ・魅力発見で「夏祭りの開催」と「夏祭りを実施したカラオケ大会」を別事業として申請 → 対象外 ・魅力発見で「夏祭りの開催」、啓発で「夏祭り実施前に行った自転車の正しい乗り方啓発」を申請 → 対象	全体
学習会を同日に続けて2つ受講することは可能か。	学習会に限らず、同日に実施された事業も対象となります。	全体・学習会
「魅力発見」で行うことも学習塾やスマホ教室は「学習会」で行われるものと違い、講師派遣による学習会ではなくても良いのでしょうか。	「自治会が主催していること」「自治会活動として位置付けられていること」といった点を満たしている場合は、「魅力発見」の対象として取り扱うことが可能です。一方で、会社や行政が主催する説明会等への参加や自治会事業として位置付けられていないもの（自治会とは別の組織が主催している等）については、対象外となります。	魅力発見
連携加算は今年からなくなったのか。	今年からなくなっていますが、他自治会と連携して実施した事業は魅力発見として申請いただくことが可能です。	魅力発見
ごみの立会啓発は市の啓発も対象に含めてよいか。	必須要件の二回実施のうち一回に含めていただけます。	施策連動
「自治会館の貸出」は有償でも対象となるのか。	「貸し出しをしている」という状況への報償のため、申請いただけます。	施策連動
一枚のチラシで複数の啓発を行ってもよいか。	広報誌等でいくつかの啓発記事を同時に発刊いただく場合は問題ありません。ただし、どの記事が何の啓発に当てはまるかわかるように報告書に添付してください。全く同じ内容の啓発物（記事）を二つの啓発事業に申請いただくことはできません。	啓発
手引きにない学習会については対象外になるのか。	魅力発見で申請いただけます。	学習会・魅力発見
学習会について人数制限や時間制限はあるか。	制限はありません。	学習会
講師は地域の詳しい方に頼んでもいいか。	問題ありません。手引き記載の講師に限らず、学習会の内容に当てはまっていれば申請いただけます。	学習会
同じ学習会を何度も実施した場合は対象となるか。	1度のみ対象となります。回数を増やしても金額の加算はありません。	学習会